

2021年2月定例県議会 追加代表質問

2021年2月26日

日本共産党 宮川えみ子県議

日本共産党の宮川えみ子です。追加代表質問を行います。今、国政上で大問題になっている、菅首相の長男がかかわる放送事業会社・東北新社の、39回に及ぶ度重なる接待が放送行政を歪めた疑惑がますます広がっています。徹底した解明を求めるものです。

一、新型コロナウイルス感染症対策について

(1) ワクチン接種について

2月18日、日本共産党は、ワクチン接種と感染症対策の基本的取り組みを同時並行的に行うことについて政策を発表しました。ワクチンへの期待がある一方不安の声もあることからリスクも含めて情報公開を徹底すること、ワクチンは有効な手段ですがワクチンだのみにしない事、ワクチン接種の実務を担うのが自治体であることから必要な体制を支援すること、特に接種を行う医療機関の支援を行なうこと、パンデミックを終わらせるために世界的なワクチン格差をなくすことです。

ワクチン接種については各市町村対応ですが、接種対象者の把握と通知、接種場所の確保、医療従事者の確保、ワクチンの保管、接種後の状況把握と対応等、課題は山積しています。

県は、新型コロナウイルスワクチン接種について、市町村をどのように支援していくのか尋ねます。

(2) 救急隊員の防疫作業手当について

新型コロナ陽性者の医療機関への移送は保健所業務ですが、対応困難な場合、消防本部に移送を依頼できます。消防本部が移送に協力する場合には、県が移送に係る費用を負担することになっているため、防疫作業手当（危険手当）についても、消防本部の支給実績により県は4月にさかのぼって支給します。

そのためには、各消防本部で今年度中の条例改正が必要ですが、条例未改定が4組合あります。

防疫等作業手当の支給に係る条例改正を行っていない消防本部に対して、早期に改正するよう助言すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

(3) 休業支援金等について

雇い主が自己都合で労働者を休ませた場合、正規・非正規を問わず休業手当を支払う義務を負います。そのうちの一部を国が助成するのが雇用調整助成金ですが、コロナ特例で6

割から最大 10 割まで引き上げられました。これらを活用して、もれなく雇用調整助成金を活用し、労働者に休業手当を支給するよう企業に要請すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

大企業は、大手チェーン店のパートアルバイトなどに休業手当を支払わない事例が多発していました。このため多くの労働者が収入ゼロに追い込まれ、シフト制などの労働者が菅首相に直接面会して窮状を訴え、野党の国会論戦とも相まって、休業支援金を大企業の非正規雇用労働者にも適用しました。当初、1 月以降の休業としましたが、さらに世論に追い詰められ、さかのぼるとしましたが、支給額は 6 割、対象期間も限定しています。

大企業の非正規雇用労働者が、対象期間や支給額の制限なく新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を受け取ることができるよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象期間のさらなる延長を国に求めるべきですが、県の考えを尋ねます。

野村総合研究所が、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、パートやアルバイトとして働く女性 1,163 万人のうち、少なくとも 90 万人が実質失業と推計しています。しかし、休業手当など支援策を「知らない」とする人も多く、生活難が潜在化しています。いわき市で行われたフードバンクに見えた母子家庭の方も、これらの制度を知りませんでした。

会社が休業補償を行わない時は、個人でも申請できる休業支援金もれなく受け取れるよう、必要な資料等の内容は事前に公表し、様々な申請に係る相談を地元の行政書士会等でできるように、また、ラジオやポスターなどの宣伝、窓口を多く開設するなど、

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について、制度の周知を図るとともに、対象者が早期に申請できるよう支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

(4) 補正予算について

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金等は、74 億円の見込みから 29 億円の大幅減額になり、45 億円しか使われなかったのです。

2 月補正予算では、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金等について、事業者への周知不足や支援対象が限定的だったこと等により、大幅に減額となったと考えられることから、幅広い事業者への支援を実施すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

二、福島原発の廃炉と労働者について

(1) 廃炉について

福島第一原発事故から間もなく 10 年になります。事故直後、原子炉建屋が相次いで爆発する中で、国も半径 50 キロの避難を考えたと言います。事実、第二原発も電源喪失一步手前であったと当時の責任者は説明しました。相次いで爆発する原発の映像を見て、いわき市民の半分・15 万人が一時避難したともいわれ、事故後の夜の町は真っ暗でした。

原子力規制委員会が先月 1 月 26 日、福島第一原発事故の調査・事故の分析に係る中間報告案を公表しました。それによると、原子炉格納容器の三層になっている上蓋 1 枚目と 2 枚目の間に大量の放射性セシウム 137 が付着している可能性がある、1 号機で 100 兆～200 兆、2 号機で（単位がさらに 1 万倍になって）2 京～4 京、3 号機で 3 京ベクレル、約 10 シーベルトであり、人間が 1 時間もいれば完全に死亡する強さです。ロードマップの見直しも当然必要になってきます。

福島第一原発の廃炉作業については、工程より安全を最優先に進めるよう東京電力に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

福島第一原発の廃炉作業は、国家プロジェクトとして進められるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

（2）原発労働者について

共同通信の厚労省への取材で、2011 年の福島第一原発事故後、復旧や廃炉作業等に関わった作業員の労災認定が昨年（2020 年）10 月 1 日までの 9 年半で 269 件に上る、年度別では汚染水対策の本格化に伴う事故が相次いだ 14 年度の 58 件が最多で、その後 20 件程度で推移とのことでした。

また、さる 1 月 19 日、28 年 7 か月にわたり福島第一原発で働いていた 60 代の男性が急死したと東電が発表しました。（1 月 20 日民報）

2 月 5 日の NHK では、東電の下請け企業で身代わりホールボディカウンターが会社ぐるみで行われていたことが発覚した悪質な事例が報道されていました。

原発作業員の特に放射能の影響に関しては、事故直後の命がけの作業の方も含めて、長期・短期にその健康に関して東電はもちろんのこと国も重大な責任があります。放射能を受けた量の手帳は持って、チェックしながら働くことができますが、労働者の健康に関しての責任はあいまいです。原発の廃炉作業は長期に及び、今後どのようなことが起きるかわかりません。

福島第一原発の多重下請け構造を是正するため、原発労働者を国が直接雇用し、処遇を抜本的に改善するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

三、気候変動と再生可能エネルギーについて

（1）CO₂ゼロ宣言について

知事は 2050 年までに、脱炭素社会を目指すカーボンニュートラル宣言を行いました、

歓迎するものです。私ども共産党は昨年 9 月議会の宮本質問で CO₂ゼロ宣言を含めて度々求めてきました。パリ協定の目標達成のために、OECD 諸国が 30 年までの石炭火発全廃を掲げ、フランスが 22 年、英国が 24 年に全廃の方向を打ち出しています。世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2 度未満に抑えるとともに、1.5 度に抑える目標も追求する事です。そうしないと地球環境が後戻りできなくなる、戻れないと言う深刻な事態で、この 10 年間の取り組みが決定的です。

「福島県 2050 年カーボンニュートラル」の実現に向け、今後 10 年間の取り組みが極めて重要と思いますが、知事の考えを尋ねます。

(2) 再生可能エネルギー推進ビジョンの見直しについて

福島県は、2040 年までに県内のエネルギー需要の 100%相当の再エネを生み出す数値目標を掲げています。

私どもの調査では、現在、阿武隈山系を中心に 1 基 2~4MW 超の風力発電が 717 基、1カ所 100ha 超の大規模太陽光発電設備も約 9 ヲ所・600MW が計画され、県の環境アセスの手続きが行われています。これほどの大規模発電計画が出ているのは、復興の名目で国と県が補助金を出して推進しているからです。

県内各地で環境破壊による重大な影響への懸念が広がっているのは、推進一点張りで、その地域を知り環境を良く知っている住民参加型のルールを作っていないからです。

山梨県は森林を伐採し、防災や景観上からも不安が広がっている大規模太陽光パネルについて、議員連盟がメガ発電の規制を求め、県当局も条例化の方向で検討と聞きます。

再生可能エネルギー推進ビジョンの見直しにあたっては、大規模な発電事業の推進をやめ、環境を守り、地域循環型、住民参加型による導入を抜本的に拡大すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

(3) 三大明神風力発電について

今年の 1 月 5 日、三大明神風力発電事業の環境影響評価書が公示されましたが、かねてから関係住民の皆さんが心配していた土砂災害の危険性について、事業者は全く検討・評価をしていません。

行政の対応を見ると、準備書に対する知事の意見で「土砂災害危険箇所を避けること」と指摘しましたが、いわき市は国・県が安全性を審査するからと自らは判断せず、保安林の申請に対して「同意」をしました。

さらに、関東森林局 国有林野管理審議会は、国有林野貸し付けに関し、自ら指摘してきた土砂災害危険地区に関して何の安全評価もせず、まともな審議をしていません。

今回出された評価書を見ると、土工量を減らしたものの、土地の改変が 21.3ha と大きく特に切土法面 2.3ha に対し、盛土法面は 5.2 ヘクタールにもなっており、高さも 20m を超える計画です。住民に説明してきた「平らなところ」どころか、起伏がある尾根部に強引

に作業用道路を建設する計画で、新たな土砂災害の原因になりかねません。

環境影響評価書における土地の改変の影響について、事業者の評価を、県はどのように考えているのか尋ねます。

さらに生活用水である水の汚濁に関しては、事業者は工事中のみの評価で、利水状況の把握に関しても実態調査すらほとんど行っていません。沢の表流水は多くの家庭で生活に必須な命の水です。

環境影響評価書における生活用水への影響について、事業者の評価を、県はどのように考えているのか尋ねます。

三大明神風力発電事業について、保安林指定の解除はふさわしくないとの意見を国に提出すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

四、福島県沖の地震について

2月13日深夜、福島県沖を震源地とするM7.3、最大震度6強の地震により県内各地に大きな被害が発生し、昨日は福島市で一人の方の死亡が確認されました。心からお悔やみ申し上げます。今回の地震の特徴は、外見上ではわからない被害が起きていることです。

東日本大震災の余震として新しい枠組みも含めて被害の実態に見合う救済が必要です。丁寧な被害調査を迅速に行い、被災者の住まいと暮らしの再建支援が重要です。

2月13日に発生した福島県沖の地震について、災害救助法、被災者生活再建支援法及び県独自の被災者住宅再建支援制度が適用された自治体についてお尋ねします。

福島県沖の地震について、住宅再建の支援制度を積極的に適用し、被災者の住まいと暮らしの再建を進めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

五、大規模自然災害対策について

1、流域治水について

国交省は激甚化する風水害等の対策として、堤防だけでなく、ため池の治水利用、遊水池の整備、危険区域からの住宅移転促進などを組み合わせた「流域治水」を推進するとしています。水害対策の基本は河川流域を一体で把握し、長期的な視野で計画を立案し、山林がほとんど占める水源地域、中下流の平野部や河口周辺の海洋まで流域は一つの視点に立って検討を進めるという事です。

流域治水の推進体制は、河川管理者だけでなく庁内の関係部局と連携し、ハード・ソフトが一体となった治水対策に、協議会は国・県・市町村などと共同して進めるとしています。

流域治水について、新たな総合計画に位置づけて推進すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

今までは、道路優先・ダム優先で河川の河道掘削等は抑え込まれてきました。流域治水の考え方で、土砂の堆積などの分析を強める等、県管理河川における堆積した土砂の河道掘削について、実施計画を策定すべきと思いますが考えを尋ねます。

河道掘削等の河川の維持管理費を十分に確保すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

2、避難のあり方について

河川を管理する国や都道府県が、降雨で氾濫した場合に浸水する危険性が高い場所を示した区域の洪水浸水想定区域・洪水ハザードマップは、導入当初は50～150年に1回程度の確率の大雨に対する河川整備を目標にしていたましたが、近年の豪雨災害の多発を踏まえ、2015年の改正で1000年に1回程度の確立と条件を厳しくしました。

市町村の想定最大規模降雨による洪水ハザードマップの作成に向け、県は洪水浸水想定区域図を早期に作成すべきと思いますが、考えを尋ねます。

県は、コロナ禍における分散避難の推進にどのように取り組んでいるのか尋ねます。

国の整備指針に基づく消防力の目標に対する充足率が、74%である消防職員の増員について、県はどのように進めていくのか尋ねます。

六、福祉型の県づくりについて

新型コロナウイルス感染症によるパンデミックは、社会のありようを根本から問い直すものとなっています。世界一の金持ち国・軍事大国のアメリカが、コロナで50万人以上の世界最大の死者を出していることを見ても、すべてを自己責任とする新自由主義でいいのかが問われます。

日本でも新自由主義政策の下で、格差の拡大、深刻な貧困化がすすみ、病院や保健所の削減が進められて、パンデミックに対応できない事態を招いています。にも拘らず、菅内閣は、コロナ禍の渦中に病院削減の路線に沿ってベットを減らす、そして、減らしたら減らしただけ消費税を財源に交付税を出すという、とんでもない法律を強行しようとしています。まさに、世界の流れ、国民の思いとは真逆です。

パンデミックの渦中であって、県民・国民の価値観は質的に大きく変わり、意識が変化しつつあります。社会保障、医療体制を根底から破壊する政治の方向を抜本的に転換させ、県民の命と暮らしを守る社会を求めるものです。

(1) 医療提供体制の強化について

コロナ感染症の拡大で本県医療提供体制の脆弱さが浮き彫りになりました。

県は、医療専門職の不足を深刻に捉え、医師をはじめとする医療専門職の育成・確保を県の重点課題に位置付け、取り組むことが求められます。

また、急性期病床の必要性が再確認されていることから、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、2025年までに12,162から5,380まで急性期病床を半減化する地域医療構想や医療計画を見直すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

コロナで救急受け入れを4回以上断られたことが問題になっていますが、いわき市はコロナの前から日常です。市民はコロナ感染者受け入れ病院が少数だと心配しています。

いわき市では、人口10万人当たりの病院勤務医師数は全国の164.6人に対し92.1人、市医療センターから市外の医療機関に転院した実態は2019年度2,200件です。

いわき市における医師不足を解消するための支援を強化すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

只見町の公的診療所・朝日診療所の医師がこの3年間で4人から2人に半減し、救急受け入れは、夕方8時～翌朝8時までと土日は休止しています。気象条件の悪い冬は救急車で1時間以上もかけ若松まで搬送するような命に関わる状況です。地元自治体からも県へ強い要望が出されていますが、只見町朝日診療所への医師派遣について、県の考えを尋ねます。

昨年来のコロナ感染症拡大により、各種健診率がかなり落ち込んでいます。県民の健康の維持増進に懸念が生じます。感染対策をとりつつ各種健診等の受診率向上を図るため、市町村を支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

(2) 国保制度について

国保税は各市町村で比較すると1.6倍の格差になっています。各市町村で独自の支援策で高すぎる税の負担軽減を行っている所も多くあります。このような中、見直し中の国保運営方針に、国保税率の統一を盛り込むべきではないと思いますが、県の考えを尋ねます。

コロナ禍で国保税の減免が認められていますが、9月議会の答弁では、わずか530件でした。持続化給付金や県の支援金の支給を受けた事業者が少なくとも1万人をはるかに超えていることから見ると、あまりにも少ない数です。

新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免の申請件数及び決定件数について尋ねます。

新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免制度の周知を図り、利用が進むよ

うにすべきですが伺います。

新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免を進めることにより、滞納世帯に短期被保険者証及び資格証明書の交付を行わないよう市町村に助言すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

(3) 介護、高齢者福祉の充実について

新年度から始まる県の第8次介護保険事業支援計画および第9次高齢者福祉計画は、介護保険の目的である高齢者が、どこでも安心して老後を送れるような社会的介護体制にふさわしい内容とするよう、市町村を支援することが求められます。

厳しい労働条件の中、なり手不足が深刻な介護従事者の処遇を大幅に改善するためにも、介護報酬の大幅引き上げが必要です。国は介護報酬を0.7%引き上げるようですがとても追いつきません。

介護職員の処遇改善につながる介護報酬の引き上げを国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

そのためにも、介護保険の国庫負担分を現行25%から35%に引き上げることが重要ですが、介護保険給付の国庫負担割合の引き上げを国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

バス・電車代の無料化、デマンド型タクシーや個別タクシー利用への補助を拡大できるよう市町村を支援すべきです。

高齢者の移動手段を確保するため、地域公共交通の無料化に向け、市町村を支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

浪江町でEVタクシー・バス配車効率化の実証実験が開始されたとの事です。高齢化が進む中で、誰もが利用できる公共交通機関が地域に合わせて一刻も早く日常化されることが望まれます。施策の具体化を総合計画に位置づけるべきです。

高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、市町村が取り組む公共交通計画の作成とその具体化のために財政面も含めて支援をすべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

(4) 買い物支援について

地域の小売商店で廃業が相次ぎ、買い物難民が生まれています。移動小売業者への支援強化が必要です。

高齢者や地域住民の買い物環境を確保するため、移動販売などの取り組みへの支援を強

化すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

(5) 障がい者福祉の充実について

コロナ感染症による利用者数の減少で経営難に陥っている障がい者支援事業所の経営を維持するため、かかり増し経費等の支援金を大幅に増額し、職員の処遇改善にも活用できるように国に制度改善を求めることが重要です。

障がい者雇用についてですが、今年の3月から法定雇用率が0.1ポイント上がりました。このことを含めて知事部局はかろうじて法定率を上回っていますが、教育委員会は未達成です。

県教育委員会は、障がい者の法定雇用率の達成に向け、どのように取り組んでいるのか尋ねます。

企業に障がい者の法定雇用率を達成するよう要請すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

七、水産業、商工業、観光業の振興について

(1) 水産業の振興について

県漁連との懇談では、原発事故から10年、すべての魚種の操業ができるようになり、一挙にとはいかないが本格操業に向けてスタートする、3年で震災前の50%を目標にしたいとの事でした。

徐々に漁獲高を増やすことにはなりますが、東海・関西方面の流通や、民宿・地域・移動販売などの流通についての支援が重要です。

県は、魚を始めとした県産水産物の流通拡大をどのように支援していくのか尋ねます。

学校での魚給食は、今年度はコロナ禍の影響でヒラメが提供されましたが、いわき市ではサンマ・メヒカリ・カツオの竜田揚げと昨年5回実施した(2万7千~8千食)といいません。

県は、学校給食における魚を始めとした県産水産物の活用をどのように支援していくのか尋ねます。

本格操業を目指すにあたって、漁港の機能確保のため、航路等に堆積した土砂の除去に必要な予算を確保すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

(2) 商工、観光業支援について

1月25日発表の東京商工リサーチ調べでは、県内で休業・解散した企業は637件で、2000年の調査開始以来3番目に多かったと発表しました。経営者の高齢化もあってとしています

が、飲食業・宿泊業を含むサービス業が全体の 3 割強を占めています。県内の商工業・観光事業者はコロナはもちろん、原発事故・水害・地震の被害も含め、何重にも困難に直面しています。

福島県旅館ホテル生活衛生同業組合など 4 組合の事務局長さんと懇談をしました。コロナの影響で存続にかかわるほどの厳しい状況にある、旅館ホテル事業は関連事業者のすそ野が広く様々な業種に影響が大きいなど深刻な実態を伺いました。

コロナの影響で売上げが減少した事業者を対象に、実質無利子・無担保の「コロナ対策特別融資」は 5 年据え置きですが、実際は 1 年が 5～6 割、3 年以内が 9 割以上です。据え置き期間の延長も含め返済については配慮が必要です。

県制度資金の既存債務について、新型コロナウイルス感染症等の影響に配慮し返済猶予を金融機関に要請すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

【答弁】

内堀雅雄知事

宮川議員のご質問にお答えいたします。

「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた取組についてであります。近年、地球規模で自然災害が頻発し、本県においても、令和元年東日本台風等に見舞われるなど、地球温暖化対策は喫緊の課題であり、持続可能な社会の実現に向けて、温室効果ガスの排出削減を一層推進していく必要があります。

このため、私は、先日、「福島県2050年カーボンニュートラル」を宣言したところであり、次期総合計画に目標を明示し、県民総ぐるみの省エネルギー対策の徹底や再生可能エネルギーの最大限の活用など、全庁を挙げて取り組んでまいります。

また、先日の小泉環境大臣との会談において、大臣から、連携協力協定に基づき、今後5年間で先進的な脱炭素モデルを本県で作っていききたいとの提案等があり、環境省と連携した取組を進めてまいります。今後、県民、事業者、市町村等、あらゆる主体と一丸となって、地球温暖化対策を強力に推進し、持続可能な社会づくりに取り組んでまいります。

一、新型コロナウイルス感染症対策について

危機管理部長

新型コロナウイルス感染症に係る救急隊員の防疫等作業手当につきましては、陽性者の移送に係る県の費用負担措置について各消防本部に周知するとともに、県内消防本部の条例改正の状況について情報提供を行っているところであります。防疫等作業手当の支給に係る条例改正を行っていない消防本部に対しては、引き続き制度の周知及び情報提供に努めてまいります。

保健福祉部長

ワクチン接種に係る市町村への支援につきましては、県において接種に当たってのマニュアルを作成し提供することとしており、また、医師会等関係団体や医療機関の協力を得ながら、医師や看護師の確保など、市町村の抱える課題の解決に向け調整を行い、接種が円滑に実施されるよう市町村を支援してまいります。

商工労働部長

労働者に対する休業手当につきましては、労働基準法に基づき、適切に支給されるべきものであります。現在は、新型コロナウイルス感染症に関連する対策として特例措置が講じられていることから、引き続き、福島労働局等と連携し、雇用調整助成金が活用されるよう周知に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金につきましては、全国知事会を通して対象の拡大や延長を国に求めてきた結果、緊急事態宣言により影響を受ける期間において、大企業のシフト労働者等への適用を国が発表したところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の更なる延長につきましては、全国知事会を通して国に求めているところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の周知につきましては、労働者に必要な情報が的確に届くよう、あらゆる手段を講じて分かりやすく周知し、利用促進を図るよう、全国知事会を通して国に求めているところであり、県といたしましても、ウェブサイトや広報誌などにより、お知らせしてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金等につきましては、福島県緊急事態措置等に伴う県内事業者への支援策として、広く周知を図るとともに、申請期間も確保する一方、速やかな交付に努めてまいりました。また、給付金及び交付金については、対象者の業種を限定せず、広く支援の対象としてまいりました。

二、福島原発の廃炉と労働者について

危機管理部長

安全を最優先に廃炉作業を進めることにつきましては、福島第一原発の廃炉が安全かつ着実に進められることが本県復興の大前提であります。県ではこれまで、廃炉安全監視協議会や現地駐在職員による現場確認等を通じ、廃炉作業における安全対策の取組や作業の進捗状況を確認してきたところであります。引き続き、東京電力に対し、安全を最優先に着実に廃炉に取り組むよう求めてまいります。

次に、福島第一原発の廃炉作業につきましては、前例のない困難な取組であることから、国に対し、自らが前面に立ち、総力を挙げて取り組むよう求めてまいりました。引き続き、東京電力はもとより、原子力安全規制を一元的に担ってきた国の責任において、福島第一

原発の廃炉に最後まで確実に取り組むよう求めてまいります。

次に、原発労働者の処遇につきましては、労働者安全衛生対策部会等において、労働条件の明示等による雇用の適正化や作業環境の改善に取り組み、労働者が安心して働くことができる環境を整備するよう東京電力に求めるとともに、国に対しても事業者への適切な指導・監督を求めてきたところであり、引き続き、事業者への指導・監督の徹底を、国に求めてまいりたいと考えております。

三、気候変動と再生可能エネルギーについて

企画調整部長

再生可能エネルギー推進ビジョンの見直しにつきましては、エネルギーの地産地消等の観点から重要と考え、現在検討を進めております。引き続き、規模の大小に関わらず、地元の下、環境影響評価の手法など関係法令等に基づき適正に事業がなされるよう、事業者への助言、指導を行うとともに、地産地消や地域主導による導入の取組を積極的に支援してまいります。

生活環境部長

環境影響評価書における土地の改変の影響につきましては、事業者は、関係法令の規制区域を事業実施区域から除くほか、土地の改変面積の縮小や、土砂流出防止のための防護柵の設置などの措置を講じることにより、環境への影響を可能な限り低減するとしており、県といたしましては、環境影響評価の観点から、環境への配慮がなされているものと考えております。

次に、生活用水への影響につきましては、事業者は、土地の改変面積の縮小や、河川への土砂の流出を防止するため土砂を沈殿させる池の設置などの措置を講じることにより、環境への影響を可能な限り低減するとしており、県といたしましては、環境影響評価の観点から、環境への配慮がなされているものと考えております。

農林水産部長

三大明神風力発電事業につきましては、今後、国から保安林指定の解除に関して意見を求められた時点で、森林法の基準に基づき適切に対応してまいります。

四、福島県沖の地震について

危機管理部長

2月13日に発生した福島県沖の地震につきましては、同日付けで県内17の自治体に災害救助法を適用するとともに、福島市の市営住宅一棟16世帯が全壊と認定されたことから、2月20日付けで被災者生活再建支援法を適用したところであります。なお、現時点において、県の住宅再建支援制度を適用した自治体はありません。

次に、福島県沖の地震で被災した住宅の再建支援につきましては、現在、市町村において実施している住家の被害認定調査の結果等を踏まえながら、国の制度要件を満たす場合には、災害救助法及び被災者生活再建支援法を積極的に適用するとともに、県の被災者住宅再建支援制度の活用についても適切に対応してまいります。

五、大規模自然災害対策について

危機管理部長

コロナ禍における分散避難につきましては、市町村が要配慮者等の避難先としてホテル等を活用できるよう、補助制度を創設し、新年度も継続することとしているほか、全戸に配付したふくしまマイ避難ノート等を通じて、日頃から安全な場所にある親戚・知人宅等への早めの避難も考えていただくよう、周知しているところであります。

次に、消防職員の増員につきましては、各消防本部において、消防力の整備指針を参考に、保有する消防力の水準を総点検した上で、地域の実情に即して必要な職員の定数を定め、職員を配置しているものと考えております。県といたしましては、引き続き、適切な職員の配置が図られるよう助言、指導等を行ってまいります。

土木部長

流域治水につきましては、流域全体のあらゆる関係者が協働し、水害の軽減を図る対策であることから、庁内の関係部局と連携してハード・ソフトが一体となった治水対策を推進してまいります。

次に、県管理河川における河道掘削につきましては、出水などにより変化する土砂の堆積状況を巡視等で確認し、適切に実施することとしております。

次に、河川の維持管理費につきましては、頻発する豪雨災害に備え、必要な予算の確保に努めております。

次に、洪水浸水想定区域図の作成につきましては、水防法に基づき指定している35河川のうち26河川で完了しており、今後は、指定する河川を拡大しながら、早期の作成に努めてまいります。

六、福祉型の県づくりについて

保健福祉部長

地域医療構想や医療計画の見直しにつきましては、国において感染症対応を踏まえた医療提供体制の構築に向けた検討がなされており、県といたしましては、今後、国から示される指針等を注視するとともに、医療審議会や地域医療構想調整会議等の意見を聴きながら、対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、いわき市の医師確保に対する支援につきましては、浜通り医療提供体制強化事業により県外から医師を雇用又は派遣を受け入れた医療機関に補助を行うとともに県立医科

大学に設置した災害医療支援講座から医師を派遣しているところであり、今後とも、地域医療の確保に向けた支援に努めてまいる考えであります。

次に、只見町朝日診療所への医師派遣につきましては、へき地医療支援システムに基づく医師派遣や修学資金被貸与医師の派遣を行っております。引き続き、関係機関と連携を図りながら、医師の派遣に取り組んでまいる考えであります。

次に、各種健診等の受診率向上のための市町村支援につきましては、健診機関との連携の下、感染防止や対象者の利便性に配慮し、予約制で複数の健診を同時に受診できるクイック検診等を、町村の連携により実施し、受診機会の拡充に取り組んでおります。今後は、感染対策を行いながら受診率向上に取り組む先進事例を市町村担当者の研修会等で共有するなど、引き続き、各種健診等の受診率向上に向けて支援してまいります。

次に、国保税率の統一につきましては、市町村と協議の上定めた福島県国民健康保険運営方針において、県内統一を目指すこととしており、今後とも、市町村と共に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免の申請件数及び決定件数につきましては、市町村への調査の結果、令和3年1月31日現在で、申請件数が2,096件、決定件数が1,725件となっております。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免制度につきましては、市町村による広報に加え、県のホームページ等で広く周知を図っているところであり、今後とも必要とする国保被保険者が利用できるよう、市町村と連携して制度の周知に努めてまいります。

次に、短期被保険者証及び資格証明書の交付につきましては、市町村が判断するものであり、県といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免を含め、適切に制度を運用するよう助言しているところであり、

次に、介護職員の処遇改善につきましては、昨年度、賃金引上げにつながる新たな介護報酬の加算制度が導入され、現在、その取得に向け、専門家を派遣するなどして、介護事業所を支援しているところであり、引き続き、更なる処遇改善が図られるよう、全国知事会等を通じ、国に求めている考えであります。

次に、介護保険給付の国庫負担割合につきましては、全国知事会等を通じて、国に引上げを求めているところであり、引き続き、要望してまいる考えであります。

生活環境部長

高齢者に対する地域公共交通の無料化につきましては、一部の市町村において、無料化や補助を実施しているところであり、県では、市町村に対し、コミュニティバスやデマンド型乗合タクシーなどの生活路線を維持するための補助を行っております。引き続き、地域の実情に応じ、市町村、さらには乗合バス等を運行している事業者への支援を行うなど、高齢者の移動手段の確保に努めてまいります。

次に、市町村が取り組む公共交通計画への支援につきましては、計画作成に関する協議会に参画するとともに、有識者との協議や地域の実態調査など、計画作成に係る経費に加え、計画に基づき行う実証事業や本格運行に係る経費の補助を行っております。引き続き、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、市町村の取組を積極的に支援してまいります。

商工労働部長

高齢者や地域住民の買物環境の確保につきましては、地域の商店街組織等が行う移動販売などの取組に対する補助の上限額を段階的に引き上げてきており、引き続き、商業機能の維持や買物環境の確保に向けて取り組んでまいります。

次に、企業における障がい者の法定雇用率につきましては、その達成を図るため、毎年、約2千社に啓発資料を送付して就業機会の確保を要請しております。来月からの法定雇用率の引上げ後も、福島労働局等の関係機関と連携し、障がい者の雇用の促進に努めてまいります。

教育長

教育委員会における障がい者の雇用につきましては、教員を目指す学生等に対して、障がいのある教員が教壇に立つ姿をPRするなど受験者の確保に努めるとともに、会計や資料作成などの業務についても障がい者の配置を更に進めるなど、法定雇用率の達成に向けて取り組んでまいります。

七、水産業、商工業、観光業の振興について

商工労働部長

県制度資金の既存債務につきましては、長期化するコロナ禍の影響を踏まえ、返済期間の延長など最大限柔軟な対応を行うよう、金融機関に対して要請を行っております。今後とも、会議等様々な機会に繰り返し要請を行ってまいります。

農林水産部長

魚を始めとした県産水産物の流通拡大につきましては、操業拡大により増産された県産水産物を売り切るため県内外へ向けた販路の拡大が重要であります。そのため、産地仲買人が取り組む県外向けの共同出荷を支援するほか、県内市場等でのPRの実施やテレビCMの放映、量販店での知事メッセージの発信などにより、魚を始めとした県産水産物の流通の拡大を支援してまいります。

次に、学校給食における魚を始めとした県産水産物の活用につきましては、コロナ禍の中、水産物の需要減退に対応し、学校給食へのヒラメ等の提供を支援しているところであります。加えて、学校給食に地元食材の利用を推進する県独自の事業の展開を通じて、魚を始めとした県産水産物の活用が拡大されるよう引き続き支援してまいります。

土木部長

漁港の航路等に堆積した土砂の除去につきましては、漁港の機能が確保できるよう、令和2年度2月補正予算及び令和3年度当初予算に、必要な経費を計上しております。

【再質問】

宮川県議

再質問いたします。まず知事にカーボンニュートラル実現に向けて今後10年間の取り組みについてです。

気候変動による災害は日本でも台風の大型化や経験したことのない豪雨や猛暑など重大な影響を受けてさらに厳しい現実が進行しています。

一昨年12月に開催されたCOP25は、地球規模の気候変動を巡ってはもはや問題の先送りは許されない、気候危機に人類は直面しているとしました。世界では若者たちが私たちの将来を燃やさないでと立ち上がり、17歳の環境活動家グレタさんは「一番危険なのは行動しないことではなく政治家や起業家が行動するように見せかけることだ」と指摘しました。知事はカーボンニュートラルの実現に向けて、今後10年間の取り組みについて県民総ぐるみ、一環となって脱炭素を全庁で取り組むということなんですが、排出量の大部分を占めている産業分野での取り組みが最も重要になってくるのではないかと思います。

イノベーション・コースト構想に位置づけられる勿来と広野火力発電所と相馬のLNGと合わせると、年間約2000万トンのCO₂排出量になります。IGCCと言いますが15%の削減だけです。福島県内の年間の間接的総排出量は約1,700万トンですから、今申し上げた3つの発電所だけで、はるかに多くのCO₂を排出するわけです。産業界に、圧倒的に目に見えるような取り組みを求めることこそ重要ではないかと思います。また環境問題が次々に起こってくるような環境を壊すメガ発電では、県民の協力を得て再エネを爆発的に増やしていくことにはつながらないと思います。環境に配慮した住民参加型で根本的に転換してこそ、私は再エネは大きく広がっていくと思います。

このような観点で望むことこそ今後10年間の取り組みに求められていると思いますが、このようなことを含めて再度、お答え頂きたいと思います。

それから、生活環境部長に三大明神風力発電問題で、2点質問します。

まず、土地の改変の問題ですが、配慮がなされているとありますが、事業者が努力したのではなくて、その結果、土砂災害の危険性が十分に下がったか、下がるほどの事業内容の変更だったかという問題です。県はこれで十分という評価をされるのか、これで土砂災害は防げると環境影響評価書から読み取れるのか、これをお聞きしたいと思います。

それから、生活用水の影響についてですが、沈砂池を作ったとしても豪雨時には土砂を

巻き込んだ水が沈砂池から大量に流れて、その役割を果たせないことにならないのか、沈砂池から排水された水が新たな土砂災害を起こす危険はないのか、これで生活用水の確保はできると環境影響評価書から読み取れるのか、これをお聞きしたいと思います。

それから農林水産部長に、三大明神風力発電で再質問します。

意見を求められた時点で考えるといいますが、先ほど申し上げましたように、今、非常に環境問題が深刻なんです。雨の降り方も半端でないんです。この前の台風 19 号で土砂の流出が起きて、石も大量に崩れています。守っているのは山なんですから、もっと真剣にこの事を考えて欲しいと思うんです。再度答弁をお願いいたします

【再答弁】

内堀雅雄知事

宮川議員の再質問にお答えいたします。

石炭火力発電を含むエネルギー政策については、先般表明された国のカーボンニュートラル宣言やエネルギー基本計画に基づき、国において検討されるものであります。県と致しましては、2050 年までの脱炭素社会の実現を目指し、県民総ぐるみの省エネルギー対策の徹底や再生可能エネルギーの最大限の活動に取り組んで参ります。

生活環境部長

環境影響評価書における土地改定の影響についてですが、環境影響評価書におきます土地改善の影響につきましては、水環境への影響をどのように土地改善によって影響が生じるかという観点での影響評価でございまして、その点で今回、事業者においては、土砂流出防止のための防護柵の設置や土地の改変面積の縮小等に環境への影響を可能な限り低減することとしておりまして、その点におきまして、県といたしましては、環境影響評価の観点から環境への配慮がなされているものと考えております。

次に生活用水への影響につきましては、生活用水への、例えば、地下水も含めての濁り等の影響、それから土砂の流入等の影響につきましては、先ほど答弁いたしました通り、土地の改変の面積の縮小、それから土砂を沈殿させる池の設置などの措置を講じることによりまして、環境影響評価の観点からは環境への配慮がなされているものと考えております。

農林水産部長

三大明神風力発電事業についてであります。現時点で国に対しても申請書は提出されておりませんし、事業内容も示されておりません。今後、国から意見を求められた際に申請内容を確認した上で、保安林への影響について適切に判断してまいります。

【再々質問】

宮川県議

再々質問を行います。知事にです。

今のお話ですと、福島県は実質ゼロにならないと思いますが、答弁をお願いします。

それから生活環境部長に三大明神風力ですが、土地の改変の問題で配慮がなされていると言いますが、この環境影響評価から土砂災害は防げると読み取れるのかどうか、再度お聞きしたいと思います。

それから同じく水の問題ですが、環境影響評価書からこれで生活用水の確保はできると読み取れるのかどうか、再質問いたします。

それから危機管理部長に廃炉作業を安全に進めることについて再質問いたします。

今回の地震で明らかになったのは、3号機の原子炉建屋に設置してある地震計2機が故障したが放置していた、地震のデータを記録できなかった、指摘されるまで公表しなかった、これが東電ですね。それから1号機で原子炉格納容器の圧力が低下し水位が低下した、格納容器の破損部分が露出して液体が漏れているのではないかと、汚染水などを入れているタンクのずれが53基もあった。まだ出てくるかもしれません。

代表質問でも求めましたが、このような問題を県内部で検討されましたか。私は県の監視機能の劣化、それこそ県自身が再び安全神話に陥っているのではないかと思います。県のこれまでの対応がどうだったのか。これらのことを踏まえて、改めて、廃炉作業を工程優先ではなく、安全優先に進めるよう東電に求めるべきと思いますが、再質問いたします。

それから商工労働部長に、コロナ対応の休業支援金給付金の周知と申請に申請支援について、再質問いたします。

国の制度として求めて作らせたのに、知らないで申請できない、良い制度を作っても必要としている人に届かない、暮らしの困窮が支援できない、こんなことがあってはならないと思います。暮らしの困難で自殺する人が出ているんです。学校辞めなければならぬ人も出ているんです。周知の徹底と申請支援、この県民の立場に立って、そしてそういう人たちがもれなく申請できるように、私は本気になってやってもらいたいと思います。

広報誌とWEBと言いましたけど、もっと知恵を絞っていただきたいと思うんですが、質問いたします。

それから保健福祉部長に再質問です。

国保税の減免制度の周知についてですけど、通常でも高すぎる国保税に多くの方々が苦

しんでいます。県の事業者支援の数からみても、あまりにも少ない数ですね。市町村との連携って言いますが、具体的にどのようなことをしているのか。そしてどうしたら該当する人が、この減免がちゃんとできるようになるか、これも知恵を絞ってもらいたいと思うんですが、質問いたします。

【再々答弁】

内堀雅雄知事

宮川議員の再質問にお答えいたします。

石炭火力発電につきましては、国のエネルギー基本計画において、非効率の発電施設の休廃止が進められることとなっております。今後も先般のカーボンニュートラル宣言、こういったものを踏まえ、石炭開発を含めたエネルギー政策が検討されるものと考えております。

一方、県と致しましては、省エネルギー対策の徹底、再生可能エネルギーのさらなる導入拡大、地産地消推進をし、福島県ならではの取り組みを積極的に推進してまいります。

危機管理部長

安全を最優先に廃炉作業進めることについてであります。

福島第一原発の廃炉が安全、着実に進められることが、本県復興の前提であると考えております。引き続き、東京電力に対しまして、安全を最優先に着実に廃炉に取り組むよう求めるとともに、県といたしましても、その取り組みをしっかりと確認して参ります。

生活環境部長

土地改変の影響につきましては、先ほども答弁を申し上げました通り、環境影響評価におきましては、水環境への影響、この点に関しまして、土地改変の影響をどのように与えるのか、その観点において評価しているものでございます。環境影響評価の観点からは、環境に配慮がなされているものと考えております。

次に、生活用水への影響につきましては、事業者において土砂を沈殿させる池の設置などの措置を講ずる、これにより影響可能な限り低減するとしておりまして、生活用水への、例えば水の濁り、そういったことについては、環境影響評価の観点からは環境に配慮がなされているもの、このように考えております。

保険福祉部長

個々への減免の周知につきましては、先ほど答弁しましたホームページ、広報誌というのは当然のことながら、各市町村の方にも聞いておりまして、納税の通知の時にチラシを同封するとか、コロナウイルスに関する出張説明会において説明するとか、各市町村とも

いろいろ工夫しながらやっているところでもありますので、今後ともこういうことを繰り返
し、県としましても、県として作ったコロナのガイドブックの方にも掲載するなどしてお
りますので、こういったことを今後も続けて、周知を重ねて参りたいと思います。

商工労働部長

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金給付金につきましては、国が実施する制度と
して国があらゆる手段を講じてわかりやすく周知するよう、全国知事会を通して国に求め
ているところでもあります。県といたしましても、この制度を必要とする方が申請できるよ
うに、周知に努めてまいります。

以上